

令和5年2月定例会

総務委員会説明資料

徳島県警察本部

目 次

I	令和5年警察本部主要施策の概要	1
II	提出予定案件	4
1	一般会計予算	4
(1)	歳入歳出予算	4
ア	総括表	4
イ	主要事項説明	5
(2)	債務負担行為	7
2	その他の議案等	8
(1)	条例案	
ア	徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について	8
イ	徳島県地方警察職員定員条例の一部改正について	9
ウ	徳島県警察関係手数料条例の一部改正について	10
(2)	権利の放棄について	11
ア	交通安全施設の損害金に係る債権放棄について	11
(3)	専決処分の報告について	12
ア	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	12
イ	損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	13

I 令和5年警察本部主要施策の概要

令和4年中の刑法犯認知件数は2,256件と、ピークであった平成15年中の約18%にまで減少した。

一方、DV・児童虐待事案等、女性や子供が被害に遭う人身安全関連事案は高い水準で推移しているほか、架空料金請求等の特殊詐欺の被害も後を絶たない。

さらには、高齢者等が当事者となる交通死亡事故や南海トラフ巨大地震を始めとする各種災害対応のほか、サイバー空間の脅威への対処等、治安上の課題は山積している。

こうした治安情勢等を踏まえ、県警察では、令和5年の運営指針を『安全安心を誇れる徳島県の実現～県民を守る「力強い警察」の確立～』と定め、各種施策を推進する。

1 身近な犯罪の抑止

地域の治安情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進するほか、児童虐待やストーカー事案等の人身安全関連事案に対しては、被害者の安全確保を最優先とした早期の対応に努める。

実施項目

- (1) 子供・女性・高齢者の安全対策の強化
- (2) 身近な犯罪の抑止と検挙
- (3) 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
- (4) 被害者支援の充実

2 重要犯罪等の徹底検挙

殺人、強盗等の重要犯罪を認知した際には、初動捜査を徹底し早期解決を図るほか、特殊詐欺対策や暴力団等犯罪組織の弱体化・壊滅に向けた取組を推進する。

実施項目

- (1) 凶悪犯等の迅速な解決
- (2) 重要知能犯等の厳格な取締り
- (3) 組織犯罪対策の推進
- (4) 科学捜査の推進

3 交通死亡事故の抑止

関係機関・団体と連携して、高齢者の交通事故防止、通学路の交通安全対策等を推進し、交通死亡事故の抑止に努める。

実施項目

- (1) 情勢を踏まえた交通事故防止対策の推進
- (2) 安全で快適な交通環境整備の推進
- (3) 交通事故防止に資する交通指導取締り等の推進
- (4) 県民に優しい運転免許行政の推進

4 大規模災害、テロ等への対処

自治体や関係機関と連携した訓練を重ね、災害時における対処能力の向上に努めるほか、国際テロ情勢等を踏まえたテロの未然防止に向けた諸対策を推進する。

実施項目

- (1) 災害等緊急事態への的確な対処
- (2) 国際テロ、対日有害活動等に係る対策の推進
- (3) 過激派、右翼等による違法行為への厳正な対処
- (4) G7サミットに向けた警備諸対策の推進

5 組織基盤の強化

変容する治安・地域情勢や県民のニーズ等を踏まえ、組織体制の見直しや警察活動の高度化・合理化等に努める。

また、新型コロナウイルス感染症の予防等に留意するとともに、業務継続に資する対応に努める。

実施項目

- (1) 期待と信頼に応える警察の確立
- (2) 変容する社会に対応した警察運営
- (3) サイバー空間の脅威への対処
- (4) 人的基盤の強化

II 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

(単位：千円)

区 分	令和5年度	前年度	比 較		財 源 内 訳							
	当 初 予算額 A	当 初 予算額 B	増 減 A-B	比率 A/B ×100	特 定 財 源							一般財源
					国支出金	使・手	財 収	繰入金	諸収入	反則金	地方債	
警察本部	21,453,874	22,093,106	△639,232	97.1	431,561	1,082,339	75,434	323,000	141,475	80,000	663,000	18,657,065

イ 主要事項説明

(単位：千円)

目 名	令和5年度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 予 算 額
			増 減 A-B	率 A/B ×100		
計画調査費	8,000	0	8,000	皆増	① 地方創生の深化のための支援費 交通安全教育のデジタル化に要する経費 (8,000)	(0)
公安委員会費	12,650	12,612	38	100.3	① 公安委員報酬 (5,986) ② 公安委員会の運営及び風俗営業関係等許可事務に要する経費 (6,664)	(5,986) (6,626)
警察本部費	17,642,522	17,707,348	△64,826	99.6	① 給与費 (16,293,269) ② 職員の定年の段階的な引上げに対応するための退職手当基金積立金 (170,026) ③ 管理運営費 (1,179,227) 警察本部、警察署の運営及び維持管理に要する経費	(16,701,358) (0) (1,005,990)
警察施設費	841,858	994,759	△152,901	84.6	① 交番、駐在所等整備事業費 (70,517) ② 警察署整備事業費 (764,892) ③ 警察職員宿舍整備事業費 (6,449)	(65,422) (775,135) (154,202)
運転免許費	751,632	732,129	19,503	102.7	① 自動車運転免許試験及び行政処分事務費 (751,632) 運転免許試験、行政処分及び運転免許証の作成等に要する経費	(732,129)
恩給及び 退職年金費	6,092	10,689	△4,597	57.0	① 恩給費 (6,092) 恩給受給者に対する恩給等に要する経費	(10,689)

警察活動費	2,191,120	2,635,569	△444,449	83.1	① 警察装備費 警察装備の整備及び運営に要する経費 (222,226) (438,614) ② 一般警察活動費 地域活動（交番、駐在所等）等に要する経費 (446,800) (492,918) ③ 刑事警察費 犯罪捜査及び犯罪防止活動等に要する経費 (281,220) (324,806) ④ 交通指導取締費 交通事件・事故捜査及び交通指導取締りに要する経費 (252,723) (228,102) ⑤ 交通安全施設整備事業費 (976,701) (1,134,652) ア 国補対象事業費 (306,241) (345,638) イ 県単独事業費 (254,545) (397,163) ウ 維持補修費 (415,915) (391,851) ⑥ 道路交通情報提供費 (11,450) (11,477)	
合計	21,453,874	22,093,106	△639,232	97.1		

(2) 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額	左 の 財 源 内 訳			
			特 定 財 源			一般財源
			国支出金	地方債	その他	
駐在所整備等 P F I 事業契約 (令和6年度～令和30年度契約変更分)	自 令和6年度 至 令和30年度	6,850				6,850
警察署整備事業工事請負等契約	令和6年度	163,988				163,988
運転者管理システム 機器賃貸借契約	自 令和6年度 至 令和11年度	420,000			420,000	
緊急配備支援システム 電子計算機等賃貸借契約	自 令和6年度 至 令和11年度	552,000				552,000

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について

(ア) 条例の概要

警察法(昭和29年法律第162号)第47条第4項及び警察法施行令(昭和29年政令第151号)第4条の規定に基づき、徳島県警察本部の内部組織及び所掌事務の範囲を定めている。

(イ) 改正の理由

深刻化する情報技術を利用した犯罪等に的確に対処し、警察機能を最大限に発揮することのできる組織体制を確立するため、警務部の所掌事務にサイバー事案に対処するための警察の活動に関するものを加える必要がある。

(ウ) 改正の概要

警務部の所掌事務に「サイバー事案に係る犯罪の捜査その他のサイバー事案に対処するための警察の活動に関すること」を加える。

(エ) 施行日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

イ 徳島県地方警察職員定員条例の一部改正について

(ア) 条例の概要

警察法(昭和29年法律第162号)第57条第2項及び警察法施行令(昭和29年政令第151号)第7条の規定に基づき、徳島県地方警察職員の定員を定めている。

(イ) 改正の理由

深刻化する情報技術を利用した犯罪等に対処する等のための体制を強化するとともに、職員の定年引上げを踏まえ、安定した警察運営を保持するため、本県警察官の定員を改める必要がある。

(ウ) 改正の概要

本県警察官の定員を次のとおり改めることとした。

区 分	改正前	改正後
警 視	75人	76人
警 部	152人	154人
警 部 補	429人	436人
巡 査 部 長	443人	451人
巡 査	456人	463人
計	1,555人	1,580人

(エ) 施行日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

ウ 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

(ア) 改正の理由

道路交通法（昭和35年法律第105号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部が改正されたことに伴い、特定自動運行の許可の申請に対する審査等に係る手数料を定める必要がある。

※ 特定自動運行

自動運行装置を特定条件下（場所、天候等）において使用して、運転者がいない状態で自動車を運行することをいい、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととされた。

(イ) 改正の概要

次に掲げる事務に係る手数料を次のとおり定める。

- | | |
|---------------------------|---------|
| a 特定自動運行の許可の申請に対する審査 | 79,200円 |
| b 特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査 | 78,500円 |

(ウ) 施行日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

(2) 権利の放棄について

ア 交通安全施設の損害金に係る債権放棄について

権利放棄の内容

相手方		権利の内容	放棄の理由
住所	氏名		
		交通安全施設の損害金682,500円に係る債権	回収不能のため

(3) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専決処分内容

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所 属
		事 故 概 要				
吉野川市ほか在住 3名 同 所在 1法人	1,714,583円	令和4年4月2日	吉野川市地内	令和5年2月1日	人身	阿波吉野川警察署
		捜査用運搬車が信号停止中の車両に追突し、その前方に玉突きしたもの				
徳島市所在 1法人	269,108円	令和4年9月5日	徳島市地内	令和5年2月1日	物損	徳島中央警察署
		捜査車両が交差点を左折した際、左方から進行してきた車両と衝突したもの				
計	1,983,691円					

イ 損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
 専決処分内容

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所 属
		事 故 概 要				
岡山県岡山市在住 1名	1,860円	令和4年11月14日	徳島市地内	令和5年2月1日	物 損	交 通 指 導 課
		交通違反者の運転免許が失効していると誤認し、不必要な交通費を支出させたもの				
計	1,860円					

